

国 運 審 第 4 号
令和元年6月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 0 8 号

平成31年4月5日付け国自旅第3号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、富山交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、富山交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、富山交通圏を平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、富山交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成30年10月11日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合、又は日車営収が平成13年度と比較して増加している場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数

の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

上記を踏まえ、富山交通圏について、国土交通大臣は、指定を受けた3年後の年度において集計される輸送実績等を踏まえ、取組の実施によって事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できる令和2年3月31日まで、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

富山交通圏は、所管局によると、協議会において平成30年10月11日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり指定基準に一部該当していない。

(1) 平成29年度の実働実車率は29.6%であり、平成13年度と比較して24.5%減少している。

(2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが25.8%と1/3未満であり、指定基準に該当しない。

(3) 人口が約41万人の富山市を含む営業区域である。

(4) 平成29年度の総実車キロが5,817,226キロで、前年度と比較して1.3%減少している。

(5) 平成29年度の日車営収が28,842円で、平成13年度と比較して11.2%減少している。

(6) 富山交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年2月22日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成29年度の輸送実績等では、指定基準(2)について該当しなかった。

4. 以上のように、富山交通圏については、平成29年度の輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、当該事業環境改善の兆しが取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる令和2年3月31日まで、富山交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 5 号
令和元年6月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 0 9 号

平成31年4月5日付け国自旅第3号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、南多摩交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、南多摩交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、南多摩交通圏を平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、南多摩交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年3月29日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供

給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めたところである。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合、又は日車営収が平成13年度と比較して増加している場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

上記を踏まえ、南多摩交通圏について、国土交通大臣は、指定を受けた3年後の年度において集計される輸送実績等を踏まえ、取組の実施によって事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できる令和2年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

南多摩交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年3月29日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり指定基準に一部該当していない。

(1) 平成29年度の実働実車率は37.7%であり、平成13年度と比較して17.0%減少している。

(2) 平成29年度の赤字事業者の車両数シェアが48.6%と1/3以上であるが、前年度と比較して9.5ポイントの増加にとどまっており、指定基準に該当しない。

(3) 人口が約57万人の八王子市を含む営業区域である。

(4) 平成29年度の総実車キロが34,175,398キロで、前年度と比較して1.3%減少している。

(5) 平成29年度の日車実車キロが97.3キロで、平成13年度と比較して16.4%減少している。また南多摩交通圏における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値は8.666件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値の7.594件を上回っている。

(6) 南多摩交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含

めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年2月15日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成29年度の輸送実績等では、指定基準（2）について該当しなかった。

4. 以上のように、南多摩交通圏については、平成29年度の輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、当該事業環境改善の兆しが取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる令和2年3月31日まで、南多摩交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 6 号
令和元年6月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 1 0 号

平成31年4月5日付け国自旅第3号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、京葉交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京葉交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、京葉交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、京葉交通圏を平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、京葉交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成30年2月7日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合、又は日車営収が平成13年度と比較して増加している場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数

の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

上記を踏まえ、京葉交通圏について、国土交通大臣は、指定を受けた3年後の年度において集計される輸送実績等を踏まえ、取組の実施によって事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できる令和2年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

京葉交通圏は、所管局によると、協議会において平成30年2月7日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり指定基準に一部該当していない。

(1) 平成29年度の実働実車率は34.9%であり、平成13年度と比較して21.2%減少している。

(2) 平成29年度の赤字事業者の車両数シェアが40.3%と1/3以上であるが、前年度と比較して7.0ポイントの増加にとどまっており、指定基準に該当しない。

(3) 人口が約63万人の船橋市を含む営業区域である。

(4) 平成29年度の総実車キロが36,121,062キロで、前年度と比較して3.1%減少している。

(5) 平成29年度の日車実車キロが89.2キロで、平成13年度と比較して13.4%減少している。また京葉交通圏の走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値は8.104件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値の7.594件を上回っている。

(6) 京葉交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論

がなされ、本年2月13日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成29年度の輸送実績等では、指定基準（2）について該当しなかった。

4. 以上のように、京葉交通圏については、平成29年度の輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、当該事業環境改善の兆しが取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる令和2年3月31日まで、京葉交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 7 号
令和元年6月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 1 1 号

平成31年4月5日付け国自旅第3号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、東葛交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「東葛交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、東葛交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、東葛交通圏を平成28年7月1日から平成31年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、東葛交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成30年6月12日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、東葛交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定を延長しないこととしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

- ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

東葛交通圏は、所管局によると、協議会において平成30年6月12日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成29年度の実働実車率は33.0%であり、平成13年度と比較して21.7%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが54.0%と1/2以上である。
- (3) 人口が約48万人の松戸市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが23,767,227キロであり前年度と比較して1.9%減少している。
- (5) 平成29年度の日車実車キロが85.3キロであり、平成13年度と比較して11.2%減少している。
- (6) 東葛交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年2月13日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

また、平成29年度の日車営収は35,959円であり、平成13年度と比較して1.6%減少している。

4. 以上のように、東葛交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が東葛交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に、上記の取組状況等について当審議会に報告するとともに、指定の事由がなくなつたと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 8 号
令和元年6月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 1 2 号

平成31年4月5日付け国自旅第3号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、千葉交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「千葉交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、千葉交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、千葉交通圏を平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、千葉交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年11月30日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、千葉交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定を延長しないこととしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

- ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

千葉交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年11月30日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成29年度の実働実車率は25.8%であり、平成13年度と比較して26.7%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが82.1%と1/2以上である。
- (3) 人口が約97万人の千葉市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが20,652,259キロであり前年度と比較して3.3%減少している。
- (5) 平成29年度の日車実車キロが73.5キロであり、平成13年度と比較して10.7%減少している。
- (6) 千葉交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年2月13日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

また、平成29年度の日車営収は30,302円であり、平成13年度と比較して1.6%減少している。

4. 以上のように、千葉交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が千葉交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に、上記の取組状況等について当審議会に報告するとともに、指定の事由がなくなつたと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 9 号
令和元年6月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 1 3 号

平成31年4月5日付け国自旅第3号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、県南中央交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南中央交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、県南中央交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、県南中央交通圏を平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、県南中央交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年7月21日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供

給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めたところである。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合、又は日車営収が平成13年度と比較して増加している場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

上記を踏まえ、県南中央交通圏について、国土交通大臣は、指定を受けた3年後の年度において集計される輸送実績等を踏まえ、取組の実施によって事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できる令和2年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

県南中央交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年7月21日に特定地域計画が議決されているが、指定基準に該当するかどうか検討するまでもなく、平成29年度の日車営収が34,147円で、平成13年度と比較して1.5%増加している。

4. 以上のように、県南中央交通圏については、平成29年度の日車営収が平成13年度より増加しており、事業環境の改善の兆しが認められるものの、当該事業環境改善の兆しが取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる令和2年3月31日まで、県南中央交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 1 0 号
令 和 元 年 6 月 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 1 4 号

平成 3 1 年 4 月 5 日付け国自旅第 3 号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、宇都宮交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「宇都宮交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、宇都宮交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、宇都宮交通圏を平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、宇都宮交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年9月27日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供

給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めたところである。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合、又は日車営収が平成13年度と比較して増加している場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

上記を踏まえ、宇都宮交通圏について、国土交通大臣は、指定を受けた3年後の年度において集計される輸送実績等を踏まえ、取組の実施によって事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できる令和2年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

宇都宮交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年9月27日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり指定基準に一部該当していない。

(1) 平成29年度の実働実車率は28.6%であり、平成13年度と比較して31.9%減少している。

(2) 平成29年度の赤字事業者の車両数シェアが64.5%と1/2以上である。

(3) 人口が約51万人の宇都宮市を含む営業区域である。

(4) 平成29年度の総実車キロが13,434,260キロで、前年度と比較して3.8%増加している。

(5) 平成29年度の日車營收が28,575円で、平成13年度と比較して1.0%減少しており、平成29年度の日車実車キロが74.4キロで、平成13年度と比較して6.8%減少している。また、宇都宮交通圏の走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値は0.011件であり、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値の0.0573件を下回っている。さらに、宇都宮交通圏の走行100万

キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値は7.406件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値の7.594件を下回っている。

(6) 宇都宮交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年2月26日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成29年度の輸送実績等では、指定基準(5)について該当しなかった。

4. 以上のように、宇都宮交通圏については、平成29年度の輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、当該事業環境改善の兆しが取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる令和2年3月31日まで、宇都宮交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 1 1 号
令 和 元 年 6 月 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 1 5 号

平成 3 1 年 4 月 5 日付け国自旅第 3 号をもって諮問された上記の事案
について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、久留米市（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、久留米市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年7月1日に、久留米市を平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、久留米市においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成30年3月28日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合、又は日車営収が平成13年度と比較して増加している場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数

の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

上記を踏まえ、久留米市について、国土交通大臣は、指定を受けた3年後の年度において集計される輸送実績等を踏まえ、取組の実施によって事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できる令和2年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

久留米市は、所管局によると、協議会において平成30年3月28日に特定地域計画が議決されているが、指定基準に該当するかどうか検討するまでもなく、平成29年度の日車営収が21,659円で、平成13年度と比較して6.8%増加している。

4. 以上のように、久留米市については、平成29年度の日車営収が平成13年度より増加しており、事業環境の改善の兆しが認められるものの、当該事業環境改善の兆しが取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる令和2年3月31日まで、久留米市について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 1 2 号
令和元年6月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 3 1 第 5 0 1 6 号

平成31年4月5日付け国自旅第3号をもって諮問された上記の事案について、当審議会において審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、北摂交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「北摂交通圏」をいう。以下同じ。）を令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、北摂交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、北摂交通圏を令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（法第3条の2第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（6）まで（以下「指定基準」という。）のいずれにも該当する営業区域について、

3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議に当たり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、

次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

北摂交通圏は、所管局によると、平成29年度末のタクシー車両の台数の合計が713両で適正車両数の上限である614両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成29年度の実働実車率は36.9%であり、平成13年度と比較して16.0%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが58.5%と1/2以上である。
- (3) 人口が約35万人の高槻市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが17,943,431キロであり、前年度と比較して1.7%の減少となっている。
- (5) 平成29年度の日車営収が31,657円であり、平成13年度と比較して25.5%減少している。また、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が10.410件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7.594件を上回っている。
- (6) 北摂交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月22日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

4. 以上の状況に鑑みると、北摂交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が北摂交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。